



若建水第 60 号
平成19年5月8日

国土交通省道路局
局長 宮田 年耕 殿

若狭町長 千田 千代和



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

みだしのことについて、別紙のとおり回答いたします。

道路整備の必要性について

若狭町は誕生から2年を迎え、新しいまちの行政運営の指針である「若狭町総合計画」（平成19年～平成28年）を行政と町民との協働作業により策定しました。この計画は、時代の潮流に的確に対応しながら快適で住みよい、活力のあるまちづくりを進めるための町政の指針として長期的なまちづくりの基本方向、施策等を総合的かつ体系的に示しています。この計画の中で、『暮らしやすい生活環境を整備する視点』として道路は、豊かな住民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、人々の生活や社会活動に欠くことのできない最も重要な社会資本として、道路整備の重要性が掲げられています。また、道路は単に自動車交通に主眼をおいた人や物の流れの円滑化や町民生活、産業活動の効率性を高める機能だけでなく、火災や震災に対する生活の安全性を保障する防災機能、町の快適性やイメージを形成するまちづくりの空間としての機能も果たしています。

しかしながら、地方の道路はいまだに必要な道路整備がなされていません。歩道のない幹線道路、緊急車両の入れない集落内道路など多くの未整備道路が存在しています。今後、本格的な高齢社会の到来に向けて高齢者や障害者も安心して生活でき、移動できる道路整備が必要です。

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

- (1) 交通事故対策（通学路を主とした歩道の設置など、弱者が安心して移動できる道路整備）
- (2) 大雨・大雪・地震等の災害や原子力災害の重大事故など緊急輸送活動に対応できる道路整備。
- (3) 通勤、通院などの日常の暮らしを支える生活幹線道路の整備

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

- (1) 幹線道路等広域的な道路計画・建設交通システムの整備等については、関係機関や近隣市町と連携しながら、現在実施している情報提供や説明会の手法に加え、パブリック・インボルブメント等、双方向の話し合いの中で、整備の必要性や環境対策等について、町民の意見が反映できる手法を検討する。
- (2) 入札契約の適正化など事業の透明性を確保する。

3. その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関すること

道路管理の充実を図る。(除雪や道路施設補修など道路維持管理費に対しての国の補助制度の確立)

4. 若狭町における道路整備の課題

(1) 一般国道の道路整備

若狭町は、福井県嶺南地域の中心に位置し、近畿圏からの交通結節点としての役割を担い、一般国道27号・162号・303号の広域的な幹線道路網の整備促進により、周辺市町との連携を深め、地域間の交流による産業・経済の発展、豊かで活力のあるまちづくりを目指しております。特に、町を縦断する一般国道27号は、年間を通じて関西や中京方面から多くの観光客が利用し、阪神大震災以来大型車両の交通量も増大しています。

しかしながら、歩道整備が不完全で交通事故が多発しており、歩行者や中高生の自転車通学者は常に危険にさらされており、早急の整備が必要です。

・一般国道27号整備要望事項

①交通事故対策(通学路を主とした歩道の設置)

- ・ 気山 ～ 三方間 $L=3,000\text{ m}$
- ・ 市場 ～ 井ノ口間 $L=600\text{ m}$
- ・ 天徳寺～ 日笠間 $L=2,000\text{ m}$

②交通事故対策(交差点改良を主としたもの)

- ・ 気山交差点
- ・ 北前川交差点
- ・ 能登野交差点
- ・ 成願寺交差点

③大雨・大雪や地震などの災害、重大事故などへの備え(防災関係)

- ・ 末野～下タ中間 $L=1,200\text{ m}$

④道の駅整備

- ・ 白屋地係

・一般国道162号整備要望事項

①通勤、通院などの日常の暮らしを支える生活幹線道路の整備

- ・ 中央～鳥浜間 $L=800\text{ m}$
- ・ 食見～世久見間 $L=1,000\text{ m}$

②交通事故対策（通学路を主とした歩道の設置）

- ・ 世久津～鳥浜間 L= 3,000 m

・ 一般国道 303 号整備要望事項

①交通事故対策（通学路を主とした歩道の設置）

- ・ 熊川地区 L= 700 m

②交通事故対策（交差点改良を主としたもの）

- ・ 瓜生口交差点

（２）県道の道路整備

若狭町内の県道は近隣の市町を結び、産業の重要なルートとして県内外からの車両の通行が多くなっています。このような中、歩行者や中高生が通学に自転車で利用するなど地域住民の生活道路としても大切な役割を果たしています。しかし、幅員も狭く未改良であるとともに歩道については集落に接する部分以外ほとんど整備が進んでいないのが現状です。特に、県道常神三方線は常神半島に住む住民の唯一の生活道路であり生命線です。しかしながらこの道路は、狭隘で急峻な地形からアップダウンやカーブが連続しており交通事故も多く大変危険な道路です。また、現状では非常時の緊急自動車の出動にもかなりの時間を要し、人命に影響する事態も生じています。さらに、崩壊箇所が 24 箇所と非常に多く、ひとたび災害が発生すると孤立状態となり、人の往来は言うまでもなく物資の搬送に至るまで不通状態となり、海上輸送に頼らなければならない現状であります。

については、当地区の住民が安全で安心な生活を確保するためにトンネル等の早期整備が必要です。

①通勤、通院などの日常の暮らしを支える生活幹線道路の整備

- ・ 県道常神・三方線 L= 12.5 km（トンネル工 3 箇所）

②集落間を結ぶ幹線道路の整備

- ・ 県道海士坂鳥浜線 L= 3,500 m（トンネル工 1 箇所）
- ・ 県道杉山・兼田線 L= 2,900 m（トンネル工 1 箇所）

③交通事故対策（通学路を主とした歩道の設置）

- ・ 県道上中田鳥線 L= 6,700 m
- ・ 県道常神三方線 L= 3,000 m

(3) 町道の道路整備

若狭町の集落・市街地は山裾の街道沿いに発達しており、依然として入り組んだ生活道路や狭隘な歩道が多く、通学時の歩行者・自転車危険にさらされています。また、緊急車両の通行にも支障をきたしています。

歩行者の安全を確保するための歩道整備と、災害時に備えて町内の狭隘な道路の拡幅や集落間を結ぶ幹線道路の整備が早急に必要です。

①交通事故対策（通学路を主とした歩道の設置）

- ・町道 50号線 $L=900\text{ m}$
- ・町道 2号線 $L=130\text{ m}$

②集落間を結ぶ幹線道路の整備

- ・町道 鳥浜横渡線 $L=2,500\text{ m}$
- ・町道 10号線 $L=4,000\text{ m}$
- ・町道 156号線 $L=140\text{ m}$
- ・町道 3505号線 $L=2,000\text{ m}$

③通勤、通院などの日常の暮らしを支える生活幹線道路の整備

- ・町道 278号線 $L=700\text{ m}$
- ・町道 148号線 $L=200\text{ m}$
- ・町道 1001号線 $L=200\text{ m}$

要望箇所図

若狭町全図

